

資料No.1 第2次宝塚市教育振興基本計画の策定について

1 第2次宝塚市教育振興基本計画とは

教育振興基本計画は、教育振興に関する中期的な総合計画として、教育基本法第17条第2項の規定に基づき策定するものです。この計画では、宝塚市の教育の理念となる基本目標と4つの教育の方向性を定めており、計画期間は、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)の10年間としています。

教育委員会では、今後も、市の最上位計画である「宝塚市総合計画」に定める方向性を尊重しながら、本計画についての市民や学校園への周知を進め、各種事業を展開していきます。

2 計画(案)策定の経過(本年3月末時点)

- | | |
|--------------------------------|-------|
| (1) 第2次宝塚市教育振興基本計画検討会での協議・検討 | ……10回 |
| (2) 学校関係者、知識経験者、公募による市民からの意見聴取 | ……3回 |
| (3) 宝塚市総合教育会議での市長と教育委員会の意見交換 | ……2回 |

3 計画(案)の構成

本計画(案)では、【自分を大切に 人を大切に ふるさと宝塚を大切に作る人づくり】という「基本目標」のもと、子ども、教育環境、地域、生涯学習の視点から4つの「教育の方向性」を定め、15の「基本方針」とともに48の教育施策を掲げています。また、この教育施策のうち、特に重要と考える8つの施策を「重点施策」として設定し、今後の取組の核として捉えています。

このほか、近年、学校でのいじめや教職員による不適切な指導・不祥事によって、市民からの信頼を大きく損ねている状況にあることを重く受け止め、「宝塚市の教育」を改めて見つめなおし、改革していかなければならないという思いを新たにするとともに、昨年10月に策定した「宝塚市いじめ問題再発防止に関する基本方針」の内容を本計画と関連付け、評価・点検を適切に実施することとします。

また、計画書本編において48施策それぞれの「評価の観点」を示すことで、継続的に施策の評価を行えるようにします。

4 今後のスケジュール

令和3年(2021年)5月31日までパブリック・コメント手続きにより意見募集を行い、いただいたご意見を踏まえ、7月下旬に計画策定予定です。

策定後は、教育委員会事務局のみならず、各学校園及び教職員、社会教育施設の指定管理者等へ計画についての周知徹底を行い、毎年実施している事務執行等評価において適切に進捗管理と見直しを行いながら、宝塚の教育を推進してまいります。